## 社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申(案)に対する意見及びその考え方 【案】

意見募集期間:令和3年5月21日(金)~6月21日(月) 案件番号:145209741

意見提出者一覧 意見提出者 13件(法人5件、個人8件)

	恋儿提出自 10 11 (因外511)
受付	意見提出者(提出順)
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	個人 D
5	KDDI 株式会社
6	個人 E
7	個人 F
8	東日本電信電話株式会社
9	ソフトバンク株式会社
10	個人 G
11	個人 H
12	西日本電信電話株式会社
13	楽天モバイル株式会社

## •全般

意見	考え方	修正の有無
意見1	考え方1	
〇 公衆電話の収益の減少は、提供側が時代に応じた変化の努力を怠ったた		
めであり、このままユニバーサルサービスを名目に維持することには反対。		
〇 ユニバーサルサービス料への負担をかけないため、費用削減と収益向上		
の努力が必要。		
○ 公衆電話の収益がここまで減少したのは提供側が時代に応じた変化の努	〇 公衆電話については、その利用が減少し続け	無
力を怠り、サービス・機能が時代遅れとなったためだ。それをこのままユニバ	ていますが、費用の大宗を端末費用が占めてい	
ーサルサービスを名目に維持することには反対だ。	ることから、効率化を図るため、設置基準の緩和	
〇 個人がそこそこの性能の携帯電話機を2万円程度で購入し月額千円未満	を図ることが適当と考えます。	
でも維持できる時代に、公衆電話は電話機・設置費・維持費とも相当高額で	〇 また、設置基準の緩和を図った場合であって	
ある。調達先も公社以来の電電ファミリーのままと思われ、経費削減努力が	も、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電	
感じられない。	話株式会社(以下「NTT 東西」という。)において	
○ ユニバーサルサービス料というわかりにくい名目の出費については、その	は、可能な限り効率化の取組を進めることが望ま	
金額の多寡にかかわらず一部の国民が敏感に反応している。「予算が出るな	しいと考えます。	
ら贅沢に使う」という役所的発想での浪費があれば、何かのきっかけで大きな	〇 なお、NTT 東西は、公衆電話の効率化に加え	
反発を生むだろう。NHK受信料などは、放送という規模の効果によるコストメ	て、その活用方策について各地域とも連携して検	
リットが出やすい業種にもかかわらず、時代の変化に応じた料金体系の再構	討すべきと考えます。	
築をしないまま予算規模を拡大させていったことが、公共放送としての存在意		
義さえ否定する勢力の発生につながった。将来的にユニバーサルサービス		
料が同じ轍を踏み、公衆電話だけでない制度全体への否定の空気が生まれ		
ないよう費用対効果を強く意識すべきだ。		
○ めったに使われない地域に電話ボックスを設置維持する必要はなく、電話		
機は公道のNTT電柱への巻き付けでもよい。ソーラーシステム価格下落傾		
向が続くなら、公衆電話とセットで設置するようにすることで関連する電気代		
の削減はもとより売電により設備維持費が捻出できるかもしれない。更新す		
る電話機を汎用計算機をベースにすれば安価な海外製品が利用でき、スポ		
ット WiFi の提供などもしやすくなる。クレジットカード番号を打ち込むことで電		

意見	考え方	修正の有無
話を使える番号を用意したり、民間サービスのように広告を聴くことで一定時		
間無料で電話を掛けられるサービスを提供してもよいだろう。また完全子会		
社に引き戻した以上、NTT ドコモが持つ有形無形のも資産も積極的に活用し		
ていくべきだ。		
│○ これらは素人の思い付きで実際の現場に活用できるものがあるかもわから		
ないが、できるだけユニバーサルサービス料への負担をかけないため、激的		
な費用削減と既成の概念にとらわれない収益向上のための努力が必要なの は確かだ。		
(個人 A)		
意見2	考え方2	
○ 答申案に同意。		
○ 地方に居住している住民にとって「社会経済環境の変化に対応した公衆電	〇 賛同の御意見として承ります。	無
話のあり方」答申(案)は、よく検討されており概ね同意するものです。		
(個人 B)		
意見3	考え方3	
○ 答申案に賛成。		
〇 第一種公衆電話の設置台数の削減を実施することについて、国民・利用者		
に対して積極的な周知・広報を通じて、コンセンサスを形成する必要がある。		
〇 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスと位置付けるに当たり、交付金		
の算定方法の検討に際しては、可能な限り透明性を高めることが重要。		
○ これまで公衆電話が果たしてきた社会的役割を踏まえつつ、災害時を含め	〇 賛同の御意見として承ります。	有
て、より一層公衆電話を有効に活用できるようにする観点から検討が行われ	〇 御指摘のとおり、実際に第一種公衆電話を削	
たことに賛同いたします。	減する際には、国民・利用者に対して、丁寧な周	
○ 答申(案)のとおり、第一種公衆電話については、「社会生活上の安全」及	知・広報が図られる必要があると考えられること	
び「戸外における最低限の通信手段」のいずれの観点からも、ユニバーサル	から、その旨が明らかになるよう追記します。	
サービスとしての重要な役割を果たしていることに変わりはないと考えます。	○ また、交付金の算定方法の検討に当たっては、	
〇 そのため、第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、	透明性の確保を含め、適切な手続をとることが適	
国民・利用者の利便性の低下が生じることから、実際に第一種公衆電話の設	当と考えます。	

意見	考え方	修正の有無
置台数の削減を実施するにあたっては、国民・利用者に対して積極的な周		
知・広報を通じて、国民・利用者のコンセンサスを形成することが重要と考え		
ます。		
○ また、災害時用公衆電話は、災害時に避難所等において公衆電話の通話		
ニーズに対応する電話であり、一定の「社会生活上の安全の確保」の役割を		
担うと考えられることから、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして		
制度上位置づけることは一定の合理性があり、賛同いたします。		
○ なお、新たに災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして制度上位置		
づけることについて、国民・利用者に広くご理解をいただくにあたり、今後の交		
付金算定方法の検討に際しては、可能な限り透明性を高めることが重要と考		
えます。		
(KDDI 株式会社)		
意見4	考え方4	
〇 常設公衆電話は非常時のインフラとなっている。災害インフラと割り切って		
維持するか、少しでも日常使いを増やす策を検討すべき。		
○ 常設公衆電話は、日常に使用する通信機器というよりは、非常時のインフラ	〇 第一種公衆電話は、災害時等の非常時の連絡	無
の一つとなっています。最低限の台数は維持しなければならないのですか	手段として利用されており、「社会生活上の安全」	
ら、災害インフラと割り切って維持するか、少しでも日常使いを増やすように、	としての役割が期待されていると考えられること	
スマホとの併用を促進する(例:スマホを公衆電話に読み取らせて公衆電話	から、引き続き、ユニバーサルサービスとして位	
で通話すれば、スマホにポイントがたまるなど)策を検討してください。	置づけることが適当と考えます。	
(個人 E)	〇 なお、NTT 東西は、公衆電話の効率化に加え	
	て、その活用方策について各地域とも連携して検	
	討すべきと考えます。	
意見5	考え方5	
○ 公衆電話の利用が減少する中、公衆電話の設置基準の見直しによる効率		
化は必要。		
〇 災害時用公衆電話については、引き続き災害時の通信手段の確保に関す		
る役割を全うしていく考え。		

意見	考え方	修正の有無
○ 第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)は、「社会生活上の	〇 賛同の御意見として承ります。	無
安全及び戸外における最低限の通信手段」としてユニバーサルサービスに指		
定されてきましたが、携帯電話やアプリ通話・SNS 等によるコミュニケーション		
が主流となり、戸外における通信手段としての利用は大きく低下しています。		
○ このように公衆電話の利用が減少する中、第一種公衆電話の設置台数は		
10.9 万台(NTT 東西計)を維持し続けていることから、戸外におけるその他の		
通信手段の利用状況や、市街地と市街地以外のエリアの特性等、公衆電話		
の社会的役割の変化に合わせて、第一種公衆電話の設置基準の見直しによ		
る設置の効率化が必要であると考えます。		
○ また、災害時用公衆電話は、避難所からの安否連絡等に利用されており、		
当社では、自治体等の施設管理者の方の同意・協力を得ながら事前設置型		
の配備を進めるとともに、避難場所の変更・追加等、発災後には事後設置型		
で迅速に対応しております。こうした取り組みを通じ、災害時の通信手段の確		
保に関する役割を引き続き全うしていく考えです。		
(東日本電信電話株式会社)		
│ │○ 第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)は、「社会生活上の		
安全及び戸外における最低限の通信手段」としてユニバーサルサービスに指		
定されてきましたが、携帯電話やアプリ通話・SNS 等によるコミュニケーション		
が主流となり、戸外における通信手段としての利用は大きく低下しています。		
〇 このように公衆電話の利用が減少する中、第一種公衆電話の設置台数は		
10.9 万台(NTT 東西計)を維持し続けていることから、戸外におけるその他の		
通信手段の利用状況や、市街地と市街地以外のエリアの特性等、公衆電話		
の社会的役割の変化に合わせて、第一種公衆電話の設置基準の見直しによ		
る設置の効率化が必要であると考えます。		
○ また、災害時用公衆電話は、避難所からの安否連絡等に利用されており、		
当社では、自治体等の施設管理者の方の同意・協力を得ながら事前設置型		
の配備を進めるとともに、避難場所の変更・追加等、発災後には事後設置型		

意見	考え方	修正の有無
で迅速に対応しております。こうした取り組みを通じ、災害時の通信手段の確		
保に関する役割を引き続き全うしていく考えです。		
(西日本電信電話株式会社)		

## ・第2章 ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方

意見	考え方	修正の有無
第3節 第一種公衆電話の制度的位置づけについて		
意見6	考え方6	
〇 公衆電話をユニバーサルサービスとして引き続き維持することについて賛		
同。		
○ 公衆電話は「①社会生活上の安全」「②戸外における最低限の通信手段」	〇 賛同の御意見として承ります。	無
を担う通信手段であり、ユニバーサルサービスとして引き続き維持することが		
適当とする、本答申案に賛同致します。		
○ 公衆電話特有の技術特性、機能(災害時の優先接続や局給電機能、事前		
契約が不要等)は、現状においては、その他の通信手段によって完全に代替		
できるものではなく、過去の情報通信審議会の答申においても「公衆電話		
は、前述のとおり災害等緊急時において有効な通信手段であることが改めて		
確認され、今後も災害等緊急時にはこれまで以上の役割を果たすことが期待		
される。」(2012 年 3 月 1 日 情報通信審議会「災害等緊急時における有効		
な通信手段としての公衆電話の在り方」答申)とあるように、非常時における		
有用性も期待されているところであり、ユニバーサルサービスとしての公衆電		
話の維持は適当であると考えます。		
(ソフトバンク株式会社)	451-	
意見7	考え方7	
〇 第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスとして位置付けることが		
<u>適当。</u>		
〇 社会経済環境が大きく変化している中でも、第一種公衆電話が果たす役割	│○ 賛同の御意見として承ります。	無
は引き続き重要であることに変わりがないことから、これを維持するため引き		

意見	考え方	修正の有無
続きユニバーサルサービスとして位置付けることが適当と考えます。		
(楽天モバイル株式会社)		
意見8	考え方8	
〇 携帯電話の普及状況を含む環境変化に伴い、公衆電話のユニバーサルサ		
一ビスにおける位置づけの再検討を行うに当たっては、過去の答申等に基づ		
く現行の戸外・災害時における公衆電話の在り方等を踏まえた検討が必要。		
○ 公衆電話のユニバーサルサービスとしての位置付けは、過去の審議会答	〇 公衆電話については、引き続き「社会生活上の	無
申等を踏まえ「①社会生活上の安全」「②戸外における最低限の通信手段」	安全」としての役割が期待されていること、また、	
を確保する観点から定められているものであり、これらの確保は単に戸外設	従前に比べて低下しているものの「戸外における	
置のみならず、公衆電話特有の技術特性や機能(災害時の優先接続や局給	最低限の通信手段」としての役割がなくなったと	
電機能、事前契約が不要等)によるところもあります。	までは言えないこと等から、現時点ではユニバー	
したがって、携帯電話の普及状況を含む環境変化に伴い、公衆電話のユ	サルサービスとして位置付けることが適当と考え	
ニバーサルサービスにおける位置づけの再検討を行うにあたっては、過去の	ます。	
答申等に基づく現行の戸外・災害時における公衆電話の在り方等も踏まえた	○ 今後、公衆電話の位置づけについて検討する	
検討が必要です。	に当たっては、公衆電話特有の機能や有用性だ	
ついては、下記のとおり下線部を追記いただきたいと考えます。	けでなく、通信利用環境全体を俯瞰しつつ総合的	
	な検討を行う必要があり、「携帯電話の普及状況	
【修正案】	を含む環境変化」を見極めつつ検討するという原	
「そうした中、第一種公衆電話が果たす役割は、携帯電話を補完する色合	文を維持することが適当と考えます。	
いがより強くなっていくことが予想されるところであるが、一方で公衆電話特有		
<u>の通信手段としての有用性も存在するため、</u> ユニバーサルサービス制度にお		
ける公衆電話の位置づけについても、今後、携帯電話の普及状況を含む環		
境変化 <u>や戸外・災害時における通信の在り方</u> を見極めつつ、検討していく必		
要がある。」		
(ソフトバンク株式会社)		

•第3章 災害時用公衆電話

意見	考え方	修正の有無
第3節 災害時用公衆電話の制度的位置づけについて		
意見9	考え方9	
〇 災害時用公衆電話はユニバーサルサービスとして運用していくべき。		
〇 当社としても、災害時用公衆電話は災害発生時における重要な連絡手段と	〇 賛同の御意見として承ります。	無
しての役割が高まっているものと認識しており、今後、第一種公衆電話の設		
置基準の見直しによる設置の効率化と組み合わせて、国民・利用者の負担		
を考えながらユニバーサルサービスとして運用していく必要があると考えてお		
ります。		
(東日本電信電話株式会社)		
│ │ ○ 当社としても、災害時用公衆電話は災害発生時における重要な連絡手段と		
しての役割が高まっているものと認識しており、今後、第一種公衆電話の設		
置基準の見直しによる設置の効率化と組み合わせて、国民・利用者の負担		
を考えながらユニバーサルサービスとして運用していく必要があると考えてお		
ります。		
(西日本電信電話株式会社)		
意見 10	考え方 10	
○ 常設の公衆電話を災害時のため維持させるのは疑問があり、この点から災		
害時用公衆電話の推進に賛成。		
○ 第一種・第二種の公衆電話を災害時のためとして維持させるのには疑問が	〇 賛同の御意見として承ります。	無
あり、この点から災害時用公衆電話の推進に賛成いたします。		
○ 主に路上に設置される第一種公衆電話の前に長蛇の列ができれば通行の		
妨げとなりますし、そもそも設置箇所について特に認識されていない場合が		
あり、設置も1機のみであり効率が悪いなど、有用性に疑問があります。第4		
章において周知について記載がありますが、一般に平時必要のないものに		
ついて周知されても記憶しておけるかには疑問があり、限界があると思いま		
す。		
○ 主に施設内に設置されている第二種公衆電話は、設置箇所はわかりやす		

意見	考え方	修正の有無
いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継		
続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない		
対応に従事する、過重労働に繋がりかねません。		
○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置さ		
れる上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問		
題をある程度解決できる物であると思います。		
(個人 G)		
第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について		
意見 11	考え方 11	
〇 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた		
基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。		
〇 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討してい		
ただきたい。		
○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協	○ 賛同の御意見として承ります。	無
議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じ	○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、	
て見直すことに賛同します。	災害時において果たす役割は事前設置型と同じ	
○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も	であることから、引き続きどのようにすべきかにつ	
激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められてい	いては継続して検討することが必要と考えます。	
ることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。		
(東日本電信電話株式会社)		
○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協		
議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じ		
て見直すことに賛同します。		
○事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も		
激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められてい		
ることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。		
(西日本電信電話株式会社)		

意見	考え方	修正の有無
第5節 補填の考え方について		
意見 12	考え方 12	
〇 災害時用公衆電話について、社会的意義も含め、広く負担いただくことに賛		
成。		
〇 災害時の連絡は、その特性を踏まえた検討が必要。		
○ ユニバーサルサービスの安定的な運用のため、維持に必要となるコストに	〇 賛同の御意見として承ります。	無
ついて、社会的意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えます。	〇 御意見にある特性については、災害時用公衆	
○ また、災害時の連絡は平時に比べ携帯電話宛や県外等の遠方への安否連	電話がユニバーサルサービスとして位置づけら	
絡等も多く、そうした特性を踏まえた検討が必要であると考えます。	れ、利用状況に関するデータが蓄積されていくな	
(東日本電信電話株式会社)	かで、今後、必要に応じて見直しを行うことも検討	
	に値すると考えます。	
○ ユニバーサルサービスの安定的な運用のため、維持に必要となるコストに		
ついて、社会的意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えます。		
○ また、災害時の連絡は平時に比べ携帯電話宛や県外等の遠方への安否連		
<b>絡等も多く、そうした特性を踏まえた検討が必要であると考えます。</b>		
(西日本電信電話株式会社)		
意見 13	考え方 13	
〇 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づける場合には接		
続料も含め、費用負担の在り方について検討すべき。		
○ 災害時用公衆電話を新たにユニバーサルサービスとして制度上位置づけ	〇 補填額の検討に当たっては、国民・利用者や接	無
る場合には、国民・利用者や接続電気通信事業者等における負担を抑制す	続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に	
る観点から、現在転嫁されている接続料も含め、費用負担の在り方について	得られるよう、交付金全体の規模を適切に抑制	
検討するべきと考えます。	する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期	
(楽天モバイル株式会社)	について適時適切に判断する必要があると考え	
	ます。	

・第4章 第一種公衆電話の設置基準について

意見	考え方	修正の有無
第2節 第一種公衆電話の設置基準等の在り方について		
意見 14	考え方 14	
〇 第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同する。		
〇 設置基準については、地域の実情に沿って柔軟にすることが必要であり、		
国民の安心、安全の確保も必要となる。		
1本答申案に賛同する。	○ 賛同の御意見として承ります。	無
【意見対象箇所】 P21~25. 第4章第一種公衆電話設置基準について:第	〇 第一種公衆電話がより必要とされる場所に重	
2節 第一種公衆電話設置基準の在り方について。	点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態	
2. 公衆電話が災害発生時に国民のユニバーサル通信手段として果たしてきた	に配慮した上で、総務省及び NTT 東西におい	
社会生活上の安全維持の役割は大きく、携帯電話等(PHS を含む)の通信手	て、具体的な設置の考え方について整理すること	
段が普及した今日でもその役割には変わりはないのである。社会情勢の変	が適当と考えます。	
化により第一種公衆電話の設置基準を緩和して設置台数を減少することは		
専門家の意見にもある通り妥当であると思う。		
3. 携帯電話等の普及率は全国的にみて一様ではないので、公衆電話の減少		
は全国一律でなく実質的公平の見地で携帯電話等の普及率、災害リスクの		
高低及び人口密を度総合して設定することを提案する。ただし、携帯電話等		
の保有者が多ければ公衆電話の利用者が少ないと想定されるが、必ずしも		
そうだと言いないため相互の相関関係を見極めた上でメッシュ基準を設定す		
ることにする。		
携帯電話等の普及率は、公衆電話設置台数のマイナス要因として、災害リ		
スクと人口密度はプラス要因となるものであるが、携帯電話等の普及率は二		
つのマイナス要因をカバーする性質があるので留意する。公衆電話の設置		
は、社会生活上の安全確保のために公平に実施することが必要であり、一律		
でなく地域の実情に沿って柔軟にすることが必要だと思う。公衆電話を災害に		
対する投資として「費用対効果」の経済的観点もある程度考慮することが必		
要であることは勿論であるが、国民の安心、安全が第一である。		
4. 自然災害が頻発している時代に携帯電話等が普及した現在おいても、大規		
模災害時に強い通信手段の公衆電話を確保することは、国民の生命、財産		

意見	考え方	修正の有無
等を守るために重要である。公衆電話の設置場所については駅、バスターミ		
ナル、コンビニエンスストア等人の集まる場所や目につきやすい場所が良い		
と思う。自治体が発行するハザードマップなどの中に公衆電話の所在場所の		
表示をすることも周知に効果があると思う。		
(個人D)		
意見 15	考え方 15	
〇 第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同する。		
〇 公衆電話の社会的役割の変化に合わせ、利用実態等を踏まえて設置基準	〇 賛同の御意見として承ります。	無
を見直すことに賛同します。		
(東日本電信電話株式会社)		
○ 公衆電話の社会的役割の変化に合わせ、利用実態等を踏まえて設置基準		
を見直すことに賛同します。		
(西日本電信電話株式会社)		
意見 16	考え方 16	
〇 公衆電話の設置基準を 1/4 に緩和するのは急すぎないか。削減するにして		
も段階的に様子を見ながら進める必要がある。		_
○ 公衆電話の設置基準を緩和し、数を 4 分の 1 にするのは急すぎるのではな	〇 第一種公衆電話については、撤去に一定の期	有
いでしょうか。郊外で 2km 四方に 1 台となると携帯を持たない子どもや高齢	間を要することが考えられ、国民・利用者に対し	
者、障がいを持った人が街中で連絡が取りづらくなることかが考えられる為、	て丁寧な周知・広報が図られる必要があると考え	
削減するにしても段階的に様子を見ながら進めていく必要があると思いま	ます。このため、考え方3のとおり、この点を追記	
す。防犯の観点からも見つけやすく、直ぐに駆け込める場所に設置してあっ	します。	
た方が良いでしょう。	〇 メッシュ基準を緩和した場合においても、それに	
〇 また、公衆電話の設置基準はメッシュで考えるより、各地域の人口、公衆電	伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減す	
話の利用率をみて、減らすエリアと残すエリアを考える方が妥当なのではな	るための工夫を講じることが求められると考えま	
いかと思います。	す。	
○ 公衆電話の数を削減するのであれば、学校内で被災した場合に備え、小・	〇 なお、本答申案においては、第一種公衆電話	
中学生の携帯電話の学校への持ち込みについて検討する必要があると思い	の設置基準を緩和する一方で、御意見のように	

意見	考え方	修正の有無
ます。	災害時における通信手段の確保のため、災害時	
( <b>個人</b> F)	用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置	
	づけることもあわせて提言しています。	
意見 17	考え方 17	
〇 設置基準の在り方を検討し効率化することは賛成。		
○ 総務省告示のメッシュカバー率などの算定根拠を明確にして公平性を担保		
しつつ効率化を検討してはどうか。		
○ メッシュ基準も 2km まで延長するのではなく、等しく 1km 四方とし、市街地は		
2台以上、月 1000 円未満は廃止とする基準はどうか。		
○ 第一種公衆電話の定義である社会生活上の安全及び最低限の通信手段		
を確保するという観点は変更しない。		
〇 答申(案)P22 設置基準の在り方を検討し効率化することは賛成。答申	○ メッシュ基準の考え方を維持しつつ、第一種公	無
(案)P21 総務告示の都道府県ごとに定められたメッシュカバー率について	衆電話の効率化を図る観点からその緩和を図る	
は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(R2.1.1 現在)」	一方で、それに伴う利用者の利便性の低下をで	
に照らすと、世帯数等が近い県であっても、メッシュカバー率が全く異なる。算	きるだけ軽減するための工夫を講じることが求め	
定根拠を明確にし、公平性を担保し、率を下げることで効率化を検討してはど	られると考えます。	
うか。	〇 このため、より必要とされる場所に重点的に残	
○ 答申(案)P23 設置基準について「メッシュ基準について緩和を図る場合、同	されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した	
様に徒歩可能圏域を念頭に置いた他の基準の例を踏まえれば、…2Km まで	上で、総務省及び NTT 東西において具体的な設	
延長することは、許容される…」とあるが、「都市構造の評価に関するハンド	置の考え方について整理すべきと考えます。	
ブック(国土交通省都市局都市計画課 H26.8)では、一般的な徒歩圏は半径	〇 また、第一種公衆電話は「社会生活上の安全」	
800m、高齢者徒歩圏は半径 500m を採用。高齢者が多い地域で 2km に延長	及び「戸外における最低限の通信手段」を確保す	
することは許容されないと考える。市街地もそれ以外の地域の基準も等しく1	る観点から、引き続きユニバーサルサービスとし	
km 四方とし、市街地は2台以上も可とし、月 1,000 円未満は廃止、それ以外	て位置づけることが適当と考えます。	
の地域は1台としてはどうか。平成 29 年版情報通信白書では、郵便ポストは		
18 万本あり、郵便便業務管理規程の郵便ポスト設置基準では、主として、郵		
便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場		
所…とある。		

		修正の有無
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	与 た 力	修正の万円無
る最低限の通信需要を満たすものであると捉えた場合、必ずしも、公衆電話		
の設置場所そのものが戸外である必要はなく、郵便ポストのように…重点的		
に設置することを重視し設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否か		
に設直することを重視し設直場所が戸外が崖内がで第一種公衆電話が台が を区別するという運用を見直すことは適当である」とあるが、屋内は、営業時		
間外は利用不可、病院、学校幼稚園、福祉施設は、部外者の立ち入り不可。		
メッシュ内の第一種を第二種にして利用が少なければ廃止され 24 時間利用		
できる公衆電話は消滅。		
(参考)過去、総務省管区行政評価局や会計検査院から、「24 時間利用可		
能な場所に設置されていない第 1 種公衆電話については、…24 時間利用可		
能な場所に移設する…不特定多数の者が戸外における通信手段として有効		
に利用できるようにすること」等の指摘を受けていること、答申(案)P12 でも		
「未だに戸外における最低限の通信手段としての役割がなくなったとまでは言		
えない状況にある」ことを考慮し、電気通信事業法施行規則第 14 条 2「第一		
種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保す		
る観点)」は変更しない。		
(個人 H)		
意見 18	考え方 18	
○ 公衆電話は、今後も公共性が高い施設に対して設置を義務づける方針が		
よいと考える。		
○ 公衆電話の設置基準について、現在のNTT東西の収支の現状を見れば現	○ 第一種公衆電話については、より必要とされる	無
在の設置基準では設置台数の維持は難しいところではあるのですが、一方	場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や	
で災害時や携帯電話の契約をしていない人、携帯電話が突如使えなくなった	利用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西	
人等に対しての公衆電話の存在は必要と思うので、行政施設や学校、大型	において具体的な設置の考え方について整理す	
商業施設、鉄道駅などの公共性が高い施設に対しては設置を今後も義務づ	べきと考えます。	
ける方針が良いと考えます。		
(個人 C)		
意見 19	考え方 19	

意見	考え方	修正の有無
○ 必ずしも24時間アクセスでなくても、一日の大半が使えるような公衆電話は		
第一種公衆電話としてよいのではないか。		
〇 また、p22記載の各委員意見に概ね賛同したうえで意見があります。公共性	〇 賛同の御意見として承ります。	無
の高い場所にあって 1 日の大半で使えるような公衆電話は、必ずしも 24 時	〇 第一種公衆電話については、メッシュ基準を緩	
間アクセスでなくても、第一種として考えるのを認めて良いかと思います。	和して効率化を図りつつも、より必要とされる場	
○ 個々の地域に関してはその地域の事情がありますから検討については専	所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利	
門の方にお任せさせていただくとして、例示すれば、都内 23 区にある駅に設	用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西に	
置された公衆電話は、終初電の時間を考えると0時過ぎから4時過ぎ程度ま	おいて具体的な設置の考え方について整理すべ	
で使えないことになりますが、その公衆電話は真に最低限の通信手段を提供	きと考えます。	
するに適さないものなのでしょうか。一般にこの時間に電話をかけるのは憚ら	○ なお、公衆電話の設置場所そのものが必ずしも	
れるものであると思います。(携帯電話宛ならともかく、ユニバーサルサービ	戸外である必要はなく、容易に出入りすることが	
スとなる宛先が市内通話となるものならなおさらです。)	できる場所に設置することを重視することが適当	
○ 一方で、公道であってもあまり人が通らないような場所に設置された公衆電	と考えます。	
話は最低限の通信手段として適切でしょうか。メッシュ方式に拘らず、「公衆		
電話を使いたい人はこうするだろう(駅に向かう、大通りに出る、など)」という		
想定をして、その点を考慮して基準を策定することで、設置数が多くても採算		
性改善につながるようにすれば設置数減少に憂慮する向きにも配慮できるか		
と思います。		
(個人 G)	*: + oo	
意見 20	考え方 20	
○ 公衆電話サービス全体を維持するための費用については可能な限り抑制 ★図スプトが表面		
を図ることが重要。		
〇 第一種公衆電話の設置基準緩和に当たっては、第二種公衆電話や災害時 田公衆電話の設置は沿土鉄丸、利田者利便低下の抑制は表慮すべき		
用公衆電話の設置状況も鑑み、利用者利便低下の抑制も考慮すべき。 〇 災害時用公衆電話を新たにユニバーサルサービスとして制度上位置づけ、	〇 ※宝味用以央電話については、 なけを合けの	無
○ 次舌時用公衆電話を新たにユーハーザルザーに入として制度工位直 JD 、   交付金制度の対象とした場合においても、公衆電話サービス全体を維持する	〇 災害時用公衆電話については、交付金全体の 規模を抑制する観点から、第一種公衆電話の効	無
ための費用については、可能な限り抑制を図ることが重要と考えます。また		
ための賃用に うい には、可能な限り抑制を図ることが重要と考えます。また その観点から、第一種公衆電話の設置基準を緩和していくことについては、	〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	
てい既点がり、另一性公水电前の取但卒年で核和していてここういては、	四で待入时別について週时週別に刊倒りる必安	

意見	考え方	修正の有無
単なる第一種公衆電話の撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公	があると考えます。	
衆電話の設置状況も鑑み、第一種公衆電話の位置づけの見直し等による利	〇 第一種公衆電話の設置基準を緩和して効率化	
用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討するべきと考えます。	を図りつつも、より必要とされる場所に重点的に	
(楽天モバイル株式会社)	残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮	
	した上で、総務省及び NTT 東西において具体的	
	な設置の考え方について整理すべきと考えます。	

## ・第5章 第一種公衆電話の補填について

- おり手 お 住立水电船の開発について		
意見	考え方	修正の有無
意見 21	考え方 21	
○ 公衆電話の社会的意義も踏まえ、ユニバーサルサービス料で撤去費用の		
負担も必要		
○ 公衆電話の円滑な提供を持続的に維持するためには、効率的な設置への	〇 賛同の御意見として承ります。	無
見直しが必要であり、そのために必要となる撤去費用等について、社会的な		
意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えております。		
(東日本電信電話株式会社)		
○ 公衆電話の円滑な提供を持続的に維持するためには、効率的な設置への		
見直しが必要であり、そのために必要となる撤去費用等について、社会的な		
意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えております。		
(西日本電信電話株式会社)		
意見 22	考え方 22	
〇 第一種公衆電話の費用負担の在り方については十分な検討が必要。		
○ 災害時用公衆電話のユニバーサルサービス対象追加に伴う第一種公衆電	〇 第一種公衆電話に係る費用については、設置	無
話の効率化に必要とする撤去費用も含めて、費用負担の在り方については	基準を緩和して、全体として効率化を図ることとし	
十分な検討が必要と考えます。	た上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために	
(楽天モバイル株式会社)	必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費	
	用を含む)については、交付金の対象とすること	

意見	考え方	修正の有無
	が適当と考えます。	